

熊本地震の義援金受付について

在ポートランド領事事務所、日本赤十字社、及び熊本県庁で、下記のように義援金を受け付けておりますのでお知らせいたします。

●在ポートランド領事事務所宛てにチェックで送付いただく場合

チェック宛先：Consular Office of Japan in Portland

チェックのメモ欄：熊本地震支援

送付先：Consular Office of Japan in Portland

1300 SW 5th Avenue Suite 2700 Portland Oregon 97201

- ・チェックのメモ欄及び封筒の送付先末尾に「熊本地震支援」と記入してください。
- ・お受けした義援金につきましては、当事務所で取りまとめた上で6月30日までに受領したのものについては、日本赤十字社の義援金口座に直接寄付し、被災者の方々へ届けさせていただきます。（日本赤十字社ではなく、日本政府宛の寄付をご希望される方は、チェックのメモ欄に「日本政府宛」と記入してください）

7月1日以降については、日本赤十字社宛の寄付は終了とし、日本政府宛の寄付とさせていただきます。

- ・当事務所でお受けした義援金につきましては、米国税法上の寄付金控除の対象とはなりませんので、その点ご留意願います。
- ・領収書をご希望の方は、その旨を記載した書面（書式は問いません。氏名または団体名、住所、Eメールアドレスを明記）を小切手に同封してください。

●日本赤十字社宛ての送金

（海外からの送金受付は6月15日をもって終了）

●熊本県庁の口座へ送金する場合（平成29年3月31日まで受け付けています）

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15416.html（日本語）

http://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/2016_KumamotoDonation.PDF（英語）